

公益財団法人 広島県教育振興会

平成31年度 教育助成募集要項

○ 趣 旨

本会は、昭和19年に法人として設立、昭和23年4月に財団法人広島県教育振興会として発足の経緯を経て、平成22年4月公益財団法人として認定されました。設立目的である広島県教育の振興に資するため、学校や教職員グループの教育研究、子ども健全育成団体に対する助成金の交付事業を行って参りました。

本年度も次代を担う青少年が心身ともに健やかに育ち、生きる力を身に付けることを願い、学校教育に携わる教職員の優れた実践的研究や子ども健全育成に関わる団体の貴重な活動に対して教育助成を行いますので、下記「募集概要」、「応募の要点」等をご覧いただき、積極的なご応募をお待ちします。

募 集 概 要

1. 教育助成募集区分

- (1) 公立学校教職員の教育研究に関するもの
 - ① 学校の教育研究
 - ② 研究グループの教育研究
- (2) 子ども健全育成活動に関するもの
 - ① 子ども健全育成団体の活動

2. 助成の期間 平成31年4月1日 ～ 平成32年(2020年)3月31日

3. 教育助成金交付額・件数

教育助成募集区分	教育助成金交付額	募集校数等
学校の教育研究	1校に25万円	13校
研究グループの教育研究	1グループに10万円	10グループ
子どもの健全育成活動	1団体に10万円	5団体

4. 助成金の使途

- ・教育研究にあつては、学校長(グループの代表者)が、研究主題の推進に必要と認める諸経費(例) 調査・研究に要する職員の出張旅費、講師謝礼金、教材・教具費(備品は不可)、印刷・製本費、通信・運搬費、研究会参加費等(飲食費は不可)
- ・健全育成活動にあつては、団体の代表者(運営の全責任を負える者)が、活動に必要と認める諸経費(飲食費は不可)

5. 応募方法

別記様式により「応募票」を調整し、本会事務局あてに送付してください。
(注) メールでの応募はできません。

6. 応募締め切り

平成31年4月末日までに本会事務局に必着(厳守)

7. 選考

本会の公益事業選考委員会において選考

8. 発表

平成 31 年（2019 年）6 月末までに応募校(グループ・団体)代表者あてに採否を通知する。

9. 教育助成金交付対象者に決定した学校・団体等に対する教育助成金の送付

・平成 31 年（2019 年）7 月以降に指定の郵便振替口座に送金

10. 研究・活動実績の報告

- ・平成 32 年（2020 年）3 月末までに、別に定める「実績報告書（様式）」により、活動の概要、教育助成金支出決算書等(領収書写しを添付)を本会に提出する（活動の様子が分かる資料等を添付する）。
- ・「教育助成金交付要項」に著しく反している場合は、交付金の返還を求めることがある。

11. その他

- ・学校長（代表者）は、対外発表、研究会等を開催する場合は、本会役員が参観させていただくので、あらかじめ本会事務局に連絡する。
- ・対外発表・研究会等を開催する旨の要項、研究報告・資料等を発行する場合（HP も含む）は、公益財団法人 広島県教育振興会より教育研究・育成活動の助成を受けて活動を推進している旨の記載をする。

応募の要点

1. 応募様式

別記の様式による。

2. 応募票の記入要領

- (1) 学校名、研究グループ名、団体名
- (2) 代表者（職名、氏名）
- (3) 所在地
- (4) 研究主題、活動のねらい
- (5) 研究の主旨
- (6) 研究計画、活動計画
- (7) 公開研究発表会等の予定
- (8) 教育助成金支出計画

3. 注意事項

- ① 応募は各校・グループ・団体一編とする。
- ② 提出された書類・添付資料は、返却しない。
- ③ 教育助成金交付対象者の研究主題等の内容は、後日、一覧表にして本会のHPに掲載する。
- ④ 次の学校又はグループ・団体は適用除外とする。
ア 過去 5 年間に本会の教育助成金交付を受けた学校等
イ 本年度に文部科学省、県・市教育委員会等の指定を受け、かつ本会の助成金額を超える助成金等を受領する学校等

◆応募書類の提出先、問い合わせ先

公益財団法人 広島県教育振興会

〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8 番 23 号

(林業ビル 5 階)

TEL 082-228-3736 FAX 電話に同じ

<http://hirokyoushin.sakura.ne.jp>